

介護支援専門員更新研修・専門研修(課程Ⅱ)

開催要項

1. 目的

現任の介護支援専門員を対象に、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

なお、本研修は介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な“更新研修(実務経験者向け)”を兼ねるものとします。

2. 受講対象者

【更新研修】介護支援専門員証の有効期間が1年以内(令和7年3月31日まで)に満了する場合

→有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者、又は従事していた経験を有する者で、全日程に参加できる者

【専門研修】介護支援専門員証の有効期間が1年以上ある場合

→現在、介護支援専門員として実務に従事している者(就業後3年以上)であって、全日程に参加できる者

※介護支援専門員証の有効期間を更新するためには、本研修と併せて“更新研修・専門研修(課程Ⅰ)”の受講が必要です。令和7年3月31日までに有効期間が満了する方で、“更新研修・専門研修(課程Ⅰ)”が未受講の方は、“更新研修・専門研修(課程Ⅰ)”の開催要項を御覧ください。

但し、有効期間の更新が2回目以降で、かつ、前回更新の際、“専門研修、並びに更新研修(実務経験者対象)”を受講し、介護支援専門員証を更新された方は、本研修の受講のみで更新可能です。

詳細は(別紙)“介護支援専門員の研修体系フロー図”を御確認ください。

※介護支援専門員としての実務経験の範囲は以下の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものです。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

但し、これらの事業所又は施設において就労したとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認めて差し支えありません。

3. 研修日程 別紙「日程表」のとおり

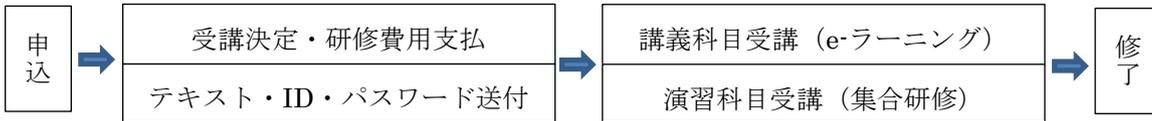
講義(e-ラーニング) 11科目

演習 8科目(4日間)

4. 定員 200名程度(定員を超えた場合は、次の方を優先に、先着順により決定いたしますので、御了承ください。)

- ① 介護支援専門員証の有効期限が令和7年3月31日までに満了する方
- ② 現在、介護支援専門員として従事されている方

5. 申込みから研修修了までの流れ すべての受講が修了の要件となります。



6. 研修方法

- (1) 講義科目: オンライン研修 (動画視聴e-ラーニング)
- (2) 演習科目: 集合研修のみ

【e-ラーニングについて】

e-ラーニングとは、インターネットを利用した学習形態です。自宅や職場のパソコン(※推奨)等を利用して、Web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。

各自が所有するパソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。

- ・ IDとパスワードを、申し込んだメールアドレスに送付します。
- ・ 受講の進捗状況は事務局が常時確認しています。受講が滞っている場合、メールや電話にて受講を促すことがあります。
- ・ e-ラーニングの受講期間の延長はいかなる理由があっても認められませんので、必ず期間内に受講を終えるように計画的に取り組んでください。
- ・ 各講義の後に確認テストがあります。動画視聴とともに、こちらも必ず取り組んでください。
- ・ e-ラーニングの視聴は、2人以上で視聴されても、パスワードを入力した人のみの視聴となり他の方は未視聴(未受講)となりますので、御注意ください。
- ・ 受講期間中は、e-ラーニング動画を繰り返し何度でも視聴できます。

7. 受講料等

合計 21,380円 (受講料 16,000円 テキスト代 4,400円+送料 980円)

※お支払い方法については決定通知にて御連絡いたします。

※テキストは希望先へ個別発送いたします。(6月下旬にテキスト到着予定)

※テキストは「4訂／介護支援専門員研修テキスト 専門研修課程Ⅱ」を使用します。今年度より研修カリキュラムが改定となり、3訂以前のテキストとは内容が異なりますので、お持ちでない方は必ず購入してください。

8. 受講申込

下記の受講申込に必要な書類①～④に必要な事項を御記入の上、必ず全て揃えて、**郵送または持参**にて御提出ください。

(受講申込書だけでの受付は行っておりませんので御注意ください。)

- ① 受講申込書
- ② 実務経験証明書 (原本)
(※本年度の“更新研修:専門研修(課程Ⅰ)”で御提出頂く方は、写しでも構いません。
但し、実務従事期間が受講要件に満たない場合は無効です。)
- ③ 介護支援専門員証 (写し)
- ④ (該当者のみ) 該当する研修の修了証明書 (写し) ※受講申込書を御確認ください。...

※研修の受講申込みにあたっては、別紙“介護支援専門員研修体系フロー図”をよく読んでいただき、御自身の専門員証の有効期間の確認、及び受講が必要な研修を確認のうえ受講申込みを行ってください。

※FAX、E-mail 等での受付は行っておりませんので、御注意ください。

※提出物に不備がある場合は、受講申込の受付ができませんので、御注意ください。

※御提出いただいた書類は返却できませんので、御了承ください。

※災害時等の緊急時に備え、携帯電話をお持ちの方は、携帯電話番号の記載をお願いします。

※開催要項、申込書等の様式は徳島県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

【URL】<https://fukushi-tokushima.or.jp/kenshu/training-cat/cat3/> 【二次元コード】



9. 申込期限 **令和6年5月17日(金) 午後5時 必着**

※申込期限を過ぎた場合は、申込の受付はできませんので、御了承ください。

10. 受講決定について

受講決定通知については、令和6年6月中旬に申込書の「決定通知・テキスト及び資料郵送先欄」に御記入いただいた宛先へ発送する予定です。6月21日(金)までに通知が届かない場合は、事務局まで御連絡ください。

11. 事前課題について

- ・本研修では、課題（事例検討に使う事例）などを御提出いただきます。
- ・課題などの様式及び提出方法については、受講決定の通知の際、周知いたします。
- ※事例の提出ができない方は研修の受講ができません。

12. その他

- ・全ての研修日程を受講修了した場合に、受講修了証明書を交付します。e-ラーニングの未受講、課題の未提出及び演習について遅刻・早退・欠席があった場合は、受講修了証明書の発行ができない場合がありますので、御注意ください。
- ・自然災害等の理由により、研修開催が困難であると判断した場合、日程変更等の対応をとる場合があります。その際は、本会のホームページにて速やかにお知らせするとともに、順次、申込書に記載のお電話番号に御連絡いたしますので、必ず連絡のつく御連絡先の記載をお願いいたします。

【受講申込・受講要件問い合わせ先】

〒 770-0943

徳島市中昭和町1丁目2県立総合福祉センター3階

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会福祉人材センター人材育成支援担当

TEL：088-654-8383 FAX：088-657-1311

E-mail：caremanager2@tokushakyo.jp

※お問い合わせや御質問については、原則メールかFAXでお願いします。
(電話回線が混み合っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。)

【更新制度・登録関係問い合わせ先】

徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当 TEL：088-621-2213

教育訓練給付制度に関するお願い

教育訓練給付制度とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練(特定一般教育訓練)を受講し、修了等した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

介護支援専門員更新研修課程Ⅱ(※2回目以降の更新の方のみ)において、令和6年4月1日より「特定一般教育訓練講座」の指定を受けました。活用される方は「1」から、活用されない方は「4」を御確認ください。

1 支給までの流れ ☆一連の手続きはご自身で行っていただく必要があります。

ハローワークで受給対象確認およびジョブカードの作成・提出(※ご自身で) ※受講開始日の2週間前までに

↓

研修修了

↓

ハローワークへ書類を提出(※ご自身で)

↓

指定の口座へ支給

受講開始日:令和6年6月25日

指定番号:3622002-2410013-3

2 提出物

研修修了後、ハローワークへ次の書類をご提出ください。

- ・教育訓練給付金支給申請書用紙
- ・教育訓練修了証明書
- ・領収書(納入通知書控、適格請求書記載事項通知書、教材費に関する領収書)

※「教育訓練給付金支給申請書用紙」、「教育訓練修了証明書」及び「適格請求書記載事項通知書」は、修了証とともに徳島県社会福祉協議会から発行いたします。

※「教材費に関する領収書」は徳島県介護支援専門員協会からテキスト購入時に発行されますので、くれぐれも紛失しないよう、お気をつけください。

3 その他

申込年度の研修を受講、修了しなければ支給対象となりません。

【問い合わせ先】

教育訓練給付制度の一連の手続き : お近くのハローワーク、労働局

領収書および修了証明書の発行等 : 徳島県社会福祉協議会(TEL:088-654-8383)

4 研修修了後のアンケート

修了後半年程度経過した頃に通知いたしますので、教育訓練給付制度の利用の有無にかかわらず、アンケートにご回答ください。

教育訓練給付制度は、3年ごとの更新であり、その実績は更新時の判断材料となりますので、研修受講者の金銭的負担が少しでも軽減される状況が続きますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和6年度 介護支援専門員更新研修・専門研修(課程Ⅱ)演習科目日程表

1. 講義科目(eラーニング)

視聴期日	研修科目	受講形態
6月25日(火)～8月23日(金)	第1章 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	動画視聴のみ
6月25日(火)～8月23日(金)	第2章 ケアマネジメントの実践における倫理	動画視聴のみ
6月25日(火)～8月23日(金)	第3章 リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	動画視聴のみ
6月25日(火)～8月23日(金)	第4章-1 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	動画視聴及び集合研修
6月25日(火)～8月23日(金)	第4章-8 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	動画視聴及び集合研修
6月25日(火)～8月29日(木)	第4章-5 心疾患のある方のケアマネジメント	動画視聴及び集合研修
6月25日(火)～8月29日(木)	第4章-4 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	動画視聴及び集合研修
6月25日(火)～9月2日(月)	第4章-7 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	動画視聴及び集合研修
6月25日(火)～9月2日(月)	第4章-6 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	動画視聴及び集合研修
6月25日(火)～9月17日(火)	第4章-2 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	動画視聴及び集合研修
6月25日(火)～9月17日(火)	第4章-3 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	動画視聴及び集合研修

2. 演習科目

	日程	会場	研修時間	研修科目
第1回 集合	【Aコース】 8月24日(土)	【Aコース】 県立総合福祉センター 5階 ホール	9:00～9:25	受付
			9:25～9:30	オリエンテーション
	【Bコース】 8月27日(火)	【Bコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-1 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-8 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント
第2回 集合	【Aコース】 8月30日(金)	【Aコース】 あわぎんホール 4階大会議室	9:00～9:25	受付
			9:25～9:30	オリエンテーション
	【Bコース】 8月31日(土)	【Bコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-5 心疾患のある方のケアマネジメント
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-4 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
第3回 集合	【Aコース】 9月3日(火)	【Aコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:00～9:25	受付
			9:25～9:30	オリエンテーション
	【Bコース】 9月10日(火)	【Bコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-7 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-6 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
第4回 集合	【Aコース】 9月18日(水)	【Aコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:00～9:25	受付
			9:25～9:30	オリエンテーション
	【Bコース】 9月19日(木)	【Bコース】 あわぎんホール 4階 大会議室	9:30～12:40	【講義・演習】 第4章-2 脳血管疾患のある方のケアマネジメント
			13:40～16:50	【講義・演習】 第4章-3 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント

令和6年度 介護支援専門員更新研修・専門研修（課程Ⅱ）の 受講開始までの流れ

【申込期限】 5月17日（金）午後5時必着

★提出書類（※提出前に必ずご確認ください）

- 受講申込書
- 実務経験証明書（原本）※今年度【課程Ⅰ】受講予定の方は写し可
- 介護支援専門員証（写し）
- （該当者のみ）該当する研修の修了証明書（写し）※申込書にて要確認

※**郵送または持参**にてご提出ください。



【受講決定通知発送】 6月中旬

※6月21日（金）までに届かない場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。
（TEL：088-654-8383）



【テキスト到着予定】 6月下旬

※お支払い方法については、受講決定通知にてご連絡いたします。



【事務局よりメール送信】 6月25日（火）午後5時までに

●オンライン研修システム受講用のID等

※「caremanager2@tokushakyo.jp」のアドレスが受信できるように受信設定をご確認ください。

※翌日の6月26日（水）になっても届かない場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。（TEL：088-654-8383）



受講者登録完了後、随時オンライン研修システムにて講義動画視聴開始

講義科目の動画視聴スケジュールは、別紙【日程表】をご確認ください。

令和6年度 徳島県介護支援専門員更新研修・専門研修（課程Ⅱ）受講申込書

提出期限：令和6年5月17日（金）【※必着】FAX不可 記入日 令和6年 月 日

介護支援専門員証	登録番号		有効期間満了日		<input type="checkbox"/> 主任ケアマネ <small>資格を取得している場合はチェック</small>
			R 年 月 日		
(フリガナ) 氏名	生年月日				年齢
	S・H 年 月 日				歳
実務従事状況	現在、介護支援専門員業務に 1 従事している 2 従事していない				
介護支援専門員受験時の資格 (該当する番号に○印を付けてください)	1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師 4 保健師 5 助産師 6 看護師 7 准看護師 8 理学療法士 9 作業療法士 10 社会福祉士 11 介護福祉士 12 精神保健福祉士 13 言語聴覚士 14 歯科衛生士 15 柔道整復師 16 栄養士 (管理栄養士含む) 17 その他相談職 18 その他 ()				
実務従事期間	有効期間内 (5年間) の実務従事期間 年 ヶ月 ※複数事業所での実務経験がある場合は通算の期間を記入してください。 ※ R6年6月 までの期間で記入してください。				
ケアプランの提出	<input type="checkbox"/> 自分で作成した事例 (ケアプラン) を提出できる ※ 事例の提出ができない方は研修の受講ができません。必ずチェックしてください。				
演習科目受講希望コース	A コース ・ B コース				
現住所 ※実際に居住されている住所を御記入ください	(〒 -)				
	携帯電話 - -			電話 - -	
現勤務先 ※就労していない場合は記入不要です	法人名			事業所名	
	所在地	(〒 -)			
	電話	- -		FAX	- -
事業所種別 (該当する番号に○印)	1 居宅介護支援事業所 2 地域包括支援センター 3 在宅介護支援センター 4 小規模多機能型居宅介護支援事業所 5 通所介護 6 訪問介護 7 訪問看護 8 介護老人福祉施設 9 介護老人保健施設 10 介護療養型医療施設 11 特定施設入居者生活介護事業所 12 認知症対応型共同生活介護事業所 13 その他 ()				
受講料等	テキスト購入	1 要 2 不要		合計金額	<input type="checkbox"/> 受講料：16,000円 <input type="checkbox"/> テキスト代：5,380円 円
	決定通知及びテキスト郵送先	1 自宅 2 勤務先 3 その他 (〒 -)			
連絡先の希望	1 携帯電話 2 勤務先 3 その他 (- -)				
メールアドレス	※迷惑メールフォルダに振り分けられ届かない場合がある為なるべく携帯メール以外のメールアドレスをご使用ください。 ※メールアドレスはなるべく個人専用のものを用意してください。 ※「1 (イチ)」と「I (エル)」、「0 (ゼロ)」と「O (オー)」、「_ (アンダーバー)」と「- (ハイフン)」など紛らわしい英文字、数字は振り仮名も付けてください。				
	@				

↓ 裏面に続きます

<p>証の更新の有無及び提出書類</p> <p>※提出前に該当する箇所の□に必ずチェックを入れてください</p>	<p>1. 初めての更新（前回、実務未経験者対象更新研修または再研修を修了した方もこちら）</p> <p><input type="checkbox"/> 今年度、専門研修（課程Ⅰ）を申込済みで、かつ有効期間内（5年間）の実務従事期間が3年以上である →【添付書類】実務経験証明書（写し可）・介護支援専門員証（写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 今年度、更新研修（課程Ⅰ）を申込済み（有効期間がR7.3.31までに切れる方はこちら） →【添付書類】実務経験証明書（写し可）・介護支援専門員証（写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 令和3年度以降に専門研修（課程Ⅰ）を既に修了し、かつ有効期間内（5年間）の実務従事期間が3年以上である →【添付書類】実務経験証明書（原本）・介護支援専門員証（写し）・課程Ⅰの修了証（写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 令和3年度以降に専門研修（課程Ⅰ）を既に修了し、現在実務に従事している又は従事していた経験がある（有効期間がR7.3.31までに切れる方はこちら） →【添付書類】実務経験証明書（原本）・介護支援専門員証（写し）・課程Ⅰの修了証（写し）</p> <p>2. 2回目以降の更新</p> <p>〈共通〉</p> <p><input type="checkbox"/> 前回修了した研修が、実務未経験者対象更新研修または再研修ではない</p> <p>〈選択〉</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の更新時、専門研修（課程Ⅰ・Ⅱ）または更新研修（課程Ⅰ・Ⅱ）を修了し、現在実務に就いている又は従事していた経験がある →【添付書類】実務経験証明書（原本）・介護支援専門員証（写し）・課程Ⅰ・Ⅱの修了証（写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の更新時、専門研修（課程Ⅱ）または更新研修（課程Ⅱ）のみを修了し、現在実務に就いている又は従事していた経験がある →【添付書類】実務経験証明書（原本）・介護支援専門員証（写し）・課程Ⅱの修了証（写し）</p> <p>3. その他</p> <p><input type="checkbox"/> 前回、主任介護支援専門員更新研修を修了して更新した →【添付書類】実務経験証明書（原本）・介護支援専門員証（写し）</p>
--	---

※上記「証の更新の有無及び提出書類」の該当する項目に記載の【添付書類】をすべて添えてお申し込みください。
（受講申込書のみ受付は行っておりませんので御注意ください。）

◆ 2回目以降の更新で、有効期限がR7.3.31までに切れる方のみご記入ください

<p>特定一般教育訓練制度について</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定一般教育訓練制度の活用をする予定である。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定一般教育訓練制度を活用しない。</p>
-----------------------	--

※特定一般教育訓練制度の支給要件及び一連の手続きについては、お近くのハローワーク、労働局にお問合せください。

※介護支援専門員として従事している事業所、過去において従事していた事業所すべてで
証明書を取得してください。

※1事業所につき1枚、当該証明書を作成してください。

実務経験証明書

令和 年 月 日

徳島県社会福祉協議会会長 殿

所在地

施設名又は事業所名

代表者氏名

電話番号

印

当法人・当事業所における、下記の者の実務経験は以下のとおりであることを証明します。

氏名	生年月日	昭和 平成	年 月 日
介護支援専門員 登録番号			
施設名又は事業所名			
実務従事期間	※介護支援専門員証の有効期間(5年間)内の実務従事期間を西暦で御記入ください。 年 月 日～ 年 月 日 ※現在も実務に従事されている場合は、実務開始年月日のみ御記入ください。		

【注意事項】

1 「実務従事期間」

- ①介護支援専門員証の有効期間内(直近の5年間)の3年以上の実務従事期間について記入すること。複数枚提出する場合は、期間の合計が3年以上となっていること。
- ②実務従事事業所が複数ある場合は、従事していたすべての事業所で証明書を取得すること。
- ③現在も従事している場合は、実務開始年月日のみ記入すること。

2 介護支援専門員としての実務経験の範囲は次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労したものである。

- ①居宅介護支援事業所(管理者《兼務も可》も実務経験有りと見なされます)
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター

但し、これらの事業所又は施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められない。(居宅介護支援事業所管理者は除く)

介護支援専門員の研修体系フロー図（研修受講の参考としてください。）

